

[別紙]

定款変更案新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社富士通ビー・エス・シーと称し、英文ではFUJITSU BROAD SOLUTION & CONSULTING Inc.とする。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (以下省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行のとおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 取締役会</u><u>2. 監査役</u><u>3. 監査役会</u><u>4. 会計監査人</u>

現 行 定 款

(公告の方法)

第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は43,200,000株とする。

(新 設)

(1単元の株式の数)

第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(单元未満株券の不発行)

第7条 当社は1単元の株式の数に満たない株式（以下单元未満株

変 更 案

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は43,200,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(单元株式数および单元未満株券の不発行)

第8条 当社の单元株式数は、100株とする。

② 当社は、前条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。

(第8条に統合)

現 行 定 款	変 更 案
<p>式という。)に係る株券を発行しない。 (新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、株券喪失登録、その他株式に関する請求、届出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使できる株主とする。</u></p> <p>② 前項の場合の他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の<u>株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社の<u>定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② 前項の場合の他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第13条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(第1項と第2項に分割)</p> <p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(第14条に統合)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を<u>証する書面</u>を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会<u>の議事録は議事の経過の要領およびその結果を記載し議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その<u>謄本</u>を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を<u>証明する書面</u>を提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会<u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その<u>写し</u>を5年間支店に備え置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 17 条 当社の取締役は 12 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第 18 条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(累積投票の排除) 第 19 条 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第 21 条 取締役会の決議により当社を代表する取締役 2 名以内を定め、うち 1 名は社長とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(累積投票の排除) 第 21 条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議により 2 名以内の代表取締役を選定し、うち 1 名を社長とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議により取締役の中から必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を<u>置く</u>ことができる。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第23条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>社長</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序</u>により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により取締役の中から必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序</u>により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第27条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>② 取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(相談役)</p> <p>第28条 取締役会はその決議をもって相談役若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第28条 (現行のとおり)</p> <p>② <u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>(相談役)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第31条 (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第 3 0 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第 3 1 条 監査役は株主総会において選任する。監査役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 3 2 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の<u>満了すべき時</u>までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第 3 2 条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役の選任) 第 3 3 条 監査役は、<u>株主総会の決議により選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 3 4 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の<u>満了する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第35条 <u>監査役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第37条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第38条 当社の利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者に対して支払う。</u></p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の<u>事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(期末配当金の支払)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議により、<u>毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金の支払)</p> <p>第<u>39</u>条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という。）</u>をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第<u>40</u>条 <u>利益配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>昭和38年11月20日 制定 昭和44年10月15日 改正 昭和44年11月 1日 改正 昭和46年 6月21日 改正 昭和47年 6月30日 改正 昭和48年10月30日 改正 昭和50年 4月15日 改正 昭和51年 6月23日 改正 昭和55年 5月29日 改正</p>	<p>(中間配当金の支払)</p> <p>第<u>44</u>条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第<u>45</u>条 <u>期末配当金</u>および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。なお、<u>期末配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>昭和38年11月20日 制定 昭和44年10月15日 改正 昭和44年11月 1日 改正 昭和46年 6月21日 改正 昭和47年 6月30日 改正 昭和48年10月30日 改正 昭和50年 4月15日 改正 昭和51年 6月23日 改正 昭和55年 5月29日 改正 昭和57年 9月 9日 改正</p>

現 行 定 款	変 更 案
昭和57年 9月 9日 改正	昭和57年11月 1日 改正
昭和57年11月 1日 改正	昭和58年 5月31日 改正
昭和58年 5月31日 改正	昭和59年 6月18日 改正
昭和59年 6月18日 改正	昭和60年 6月21日 改正
昭和60年 6月21日 改正	昭和61年 4月 1日 改正
昭和61年 4月 1日 改正	平成 元年 6月30日 改正
平成 元年 6月30日 改正	平成 6年 6月30日 改正
平成 6年 6月30日 改正	平成11年 6月30日 改正
平成11年 6月30日 改正	平成12年 6月23日 改正
平成12年 6月23日 改正	平成13年 6月28日 改正
平成13年 6月28日 改正	平成14年 6月27日 改正
平成14年 6月27日 改正	平成15年 6月27日 改正
平成15年 6月27日 改正	平成16年 6月29日 改正
平成16年 6月29日 改正	平成18年 6月29日 改正

以 上